

社会福祉法人による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度について

低所得で特に生計が困難である方に対して、介護保険サービスの利用促進を図るため、その社会的役割の一環として、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、利用者負担を軽減する制度です。

提出する書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申請書 2. 収入・資産等申告書 3. 世帯全員の収入・資産状況がわかる書類（所得証明書、源泉徴収票、確定申告書の写し、預貯金通帳等の写し、有価証券の写し等）
軽減の対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民税世帯非課税者で、次の(1)～(5)のすべての要件を満たし、その方の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市が認める方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 年間収入：単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下である方（遺族年金・障害年金等全て含む） (2) 預貯金等：単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下である方 (3) 世帯が日常生活に供する資産（居住の用に供する家屋など）以外に活用できる資産がない方 (4) 負担能力のある親族等に扶養されていない方 （扶養されていないとは、税控除の対象になっていない、医療保険の扶養になっていない、課税者に日常生活の援助を受けていない等をいいます） (5) 介護保険料を滞納していない方 2. 生活保護受給者 <p>* 旧措置入所者で利用者負担割合が 5%以下の方は対象外となりますが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額についてのみは軽減の対象。</p> <p>*（介護予防）短期入所生活介護利用者、施設入所者等に係る食費・居住費（滞在費）の減免は特定入所者介護（予防）サービス費の支給を受けている場合に限られます。</p>
対象となるサービス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 訪問介護（訪問型サービス（現行相当）） 2. 通所介護（通所型サービス（現行相当）） 3. 地域密着型通所介護 4.（介護予防）短期入所生活介護 5. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 6. 夜間対応型訪問介護 7.（介護予防）認知症対応型通所介護 8.（介護予防）小規模多機能型居宅介護 9. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 10. 複合型サービス 11. 介護福祉施設サービス
対象となる費用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護（予防）給付費 2. 食費 3. 居住費（滞在費） 4. 宿泊費
軽減の割合※	<ol style="list-style-type: none"> 1. 老齢福祉年金受給者以外の方（利用者負担の 25%軽減） 2. 老齢福祉年金受給者の方（利用者負担の 50%軽減） 3. 生活保護受給者（利用者負担の居住費（滞在費）のみ 100%軽減）

※ 利用者負担の 1/4 が（老齢福祉年金受給者は 1/2）が原則で、市町村が利用者の世帯の状況等を総合的に考慮して個別に決定します。